平成２２年（フ）第９０７号
東京都江東区北砂３丁目17番10号
債務者　南　　明彦
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０２３号
東京都大田区中央２丁目２番２号スプリングサンハイム103
債務者　鳩田　典子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２３９号
横浜市南区井土ケ谷下町１番地２　ソフィアＹＵＲＩ―102号
債務者　青木　　勇
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６８号
静岡県浜松市西区入野町16103番地の９　テラス南平台Ｂ202
債務者　太田　晴幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４７４号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷2421番地の１　ソニオⅠ―101、前住所静岡県浜松市中区幸五丁目２番24―204号　ネオステージ幸
債務者　溝口　　秀
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
静岡県浜松市浜北区高畑363番地の２　山田コーポＡ―106号、前住所浜松市浜北区横須賀1766番地
債務者　渡邊　裕司
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
長崎県佐世保市皆瀬町48番地62
債務者　松井　桂子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
長崎県佐世保市新田町352番地　新田住宅５―１棟504号
債務者　松田　幸代（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
長崎県佐世保市西大久保町５番33号
債務者　正木千鶴子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
長崎県佐世保市大黒町35番22号
債務者　中野　賢輔
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
島根県益田市東町29番17号
債務者　岡﨑　展幸
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第４７号
島根県益田市東町29番17号
債務者　岡﨑ことえ
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第５０号
島根県益田市高津１丁目28番28号
債務者　釜野　康代
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１３６３４号
東京都足立区西新井５丁目16―14―204
債務者　黒川　幸恵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６５２号
東京都渋谷区笹塚１丁目15―２―１Ｆ
債務者　安部東貞こと　**涂**　　東貞
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部